

▶ご長寿おめでとうございます

## 敬老お祝い品の引換券をお届けします

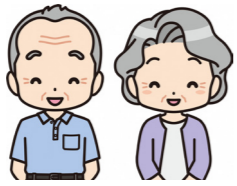
お知らせ

★地域福祉課 25- 1 1 4 2

今年度の敬老会（市主催・自治会主催）は、新型コロナウイルス感染予防の観点から、昨年度同様に市内の事業者から提案された敬老お祝い品の贈呈に変更させていただきます。

お祝い品の引換券は、9月上旬から中旬に自治会を通じて配付または郵送でお届けしますのでご確認ください。

- 対象 7月1日時点で市内在住の75歳以上の方（年内に75歳を迎える方も含まれます）



▶令和3年度補助対象事業を募集

## 観光振興チャレンジサポート補助金

募集

★商工観光課 ☎ 25- 1 1 7 4

観光振興に向けた自由かつ独創的な取組を行おうとする団体に対し、補助金を交付します。詳しくはHPまたは商工観光課（市役所4階）で配付する募集要項をご覧ください。

- 補助対象 観光イベントや特産品の開発などの事業で、補助金交付要綱の要件を全て満たすもの
- 対象団体 市内を主な活動拠点としている法人または団体で補助金交付要綱の要件を全て満たすもの
- 補助額 補助対象経費の2分の1（上限100万円）
- 審査 書類審査やヒアリングなどにより決定
- 応募 9月30日(木)までに事前相談のうえ必要書類（募集要項で確認）を商工観光課へ提出

本庄市長選挙・本庄市議会議員一般選挙

## 選挙期日等が決定しました

お知らせ

★選挙管理委員会事務局 ☎ 25- 1 1 8 7

選挙管理委員会において任期満了（令和4年2月4日）に伴う本庄市長選挙・本庄市議会議員一般選挙（定数21人）の選挙日程を次のとおり決定しましたのでお知らせします。

**選挙期日（投開票日）**  
**令和4年1月30日(日)**

**告示日（立候補届出日）**  
**令和4年1月23日(日)**

※両選挙とも同じ日程で行います。

**立候補予定者説明会**  
 本庄市長選挙・本庄市議会議員一般選挙に立候補予定の方を対象に説明会を開催します。出席者は、立候補予定者1人につき2人以内としてください。代理人の出席も可能です。

**市長選挙説明会**  
 ●日時 11月5日(金) 午前10時～  
 ●場所 市役所6階大会議室

**市議会議員一般選挙説明会**  
 ●日時 11月5日(金) 午後2時～  
 ●場所 市役所6階大会議室

▶新学期に向けて

## 小規模特認校への入学・転入学児童を募集

募集

★学校教育課 ☎ 25- 1 1 8 3 ・仁手小学校 ☎ 22- 2 9 6 7

市教育委員会では、全ての学級の児童数が概ね18人未満の小学校を小規模特認校に指定しています。今年度も小規模特認校への（令和4年度）入学・転入学の募集を行います。

**小規模特認校制度**  
 小規模特認校制度は、少人数ならではのきめ細やかな指導や地域の特性を生かした体験活動など、特色ある教育活動を行う学校を教育委員会が指定し、「このような環境で学びたい、子どもを学ばせたい」と希望する児童と保護者に、一定の条件のもと市内全域から入学を認める制度です。

- 小規模特認校制度指定学校  
市立仁手小学校（本庄市仁手618）
- 小規模特認校への入学・転入学の条件  
次の①～④をすべて満たしていること
- ①特別支援学級を除き、全学級数が7学級以上の学校の通学区域に居住している児童であること。
- ②児童とその保護者が、小規模特認校の教育活動などについて理解し、協力できること。
- ③通学に当たっては、保護者の責任において通学させること。
- ④原則として、卒業まで在籍させること。
- 募集定員  
令和4年度の小学1～6年生で各学年若干名
- 学校見学・授業体験  
10月から11月までの間に、当該校において随時実施します。事前に学校へご連絡ください。
- 申込  
11月29日(月)から12月10日(金)までに直接学校教育課（市役所4階）へ
- 面接  
児童及びその保護者に対して、教育委員会と学校長による面接を実施します。
- 仁手小学校の特色ある教育活動  
仁手小学校HPをご覧ください。  
<http://edu-honjo.com/nittesyor/html/htdocs/>



▲仁手小学校HP

▶令和4年度の利用に向けて

## はにぼんプラザ 団体利用登録の受付を開始

お知らせ

★市民活動推進課 ☎ 22- 0 8 2 8

市内で市民活動及び市民交流を行う法人、その他の団体がはにぼんプラザを定期的に利用する場合は、団体利用登録をすることができます。

**■登録団体になると**

- ①一般団体よりも1か月早く施設予約ができます（登録した利用日時に限る）。
- 予約開始日  
・登録団体…利用する日の月の4か月前の初日  
・一般団体…利用する日の月の3か月前の初日
- ②団体ロッカー・倉庫を利用することができます。
- ③はにぼんプラザで団体の活動状況をPRできます。

**●受付期間** 9月30日(木)まで（土・日・休日を除く） 午前8時30分～午後5時15分  
 ※締切後も申請は受け付けますが、期限内に提出があった団体の利用確定後（利用調整会議後）で空いている部屋や利用日時での登録となります。

**●受付窓口** はにぼんプラザ1階事務室（郵送不可）

**●提出書類** ①団体利用登録・登録変更申請書  
 ②団体ロッカー・倉庫利用希望申請書（利用を希望する団体のみ）

※申請書は受付窓口または、はにぼんプラザHPで配付。

**既登録団体の再登録について**  
 団体利用登録は年度ごとになります。既に登録している団体でも令和4年3月31日で登録期間が終了し、登録した部屋及び団体ロッカー・倉庫を利用する権利がなくなります。翌年度も登録を希望する場合には、提出書類を再提出する必要があります。  
 また、希望する部屋や利用日時が他団体と重複した場合や団体ロッカー・倉庫の利用を希望する団体が多数の場合には、利用調整会議での抽選等による調整を行います。  
 なお、既登録団体については、個別に申請書を郵送しています。  
 ※詳しくは、はにぼんプラザ1階事務室へお問い合わせください。